

高浜町「閃き」まちづくり公募補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、地域の創意、工夫に基づき自主的、自発的に行なうまちづくり活動に対し、高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、その経費の一部を補助することによって、まちぐるみで協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 町長は、自主的、自発的にまちづくり活動を行う者のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 5人以上で構成される団体であること。
- (2) 団体の構成員の過半数が町内に住所を有していること。
- (3) 町内に活動拠点を有していること。
- (4) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確保されていること。
- (5) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる要件を満たす団体等（以下「団体」という。）が、不特定多数の町民の利益又は社会的な利益の増進に寄与するものであって、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 新たにスタートする事業及び団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業であること。
- (2) 補助金申請の有無に関わらず、3年以上は継続して事業を実施する計画であること。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けた事業、又は、過去に本補助金の交付を受けた事業と、団体、地域、目的等が類似する事業でないこと。ただし、連続で3年以内に同一事業を継続する場合を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接的に必要で、かつ社会通念上補助の対象にふさわしい支出であり、原則として別表に定めるものとする。

2 団体の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費、加盟組織への会費、食料費及び団体の構成員に対する人件費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、新規、継続事業問わず、補助対象経費の額の3分の2以内とし、50万円を上限とする。ただし、補助は一団体につき年度内1回とし、同一事業を継続する場合は連続で3回までとする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 交付決定した補助金の増額はしない。
- 3 国県町等の助成金を活用する場合は、経費から助成制度により受領した額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助対象事業の公募)

第6条 補助対象事業の公募に関する事項の詳細については、別に定める「閃き」まちづくり公募補助金応募要項（以下「応募要項」という。）において定める。

- 2 応募要項には、補助対象事業の審査基準について記載しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金交付を受けようとする者は、規則第6条に規定する交付申請書に同条に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、規則第7条の規定により、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行うとともに、補助金の交付の可否、補助金の額、及びその他必要な事項について、公募補助金審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、2回目以降の申請については、公募補助金審査委員会は必要に応じ開催するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による意見を尊重の上、補助金の交付の可否、補助金の額、及びその他必要な事項を決定するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付を決定したときは、規則第9条の規定により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書（様式第6号）に収支決算書その他町長の必要とする書類を添えて町長に提出しなければならない。

補助金の交付に関する処理については、規則の定めるところによる。

(事業実績の公表)

第10条 町長は、規則第15条の規定により補助金を確定したときは、実績報告書に基づき、その内容を公表するものとする。

附 則（平成22年4月7日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月7日告示第36号）

この告示は、平成23年4月7日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第25号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第35号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月16日告示第15号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	補助対象経費の内容
報償費	講師、専門家への役務の提供等に対する謝礼
旅費	交通費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、修繕料等
役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、器具・機材の使用料等
工事請負費	拠点施設の整備等
備品購入費	器具・機材の購入費
その他経費	上記のほか事業の実施に必要で、町長が適当と認める経費